

サイクリストの受入環境整備やレンタサイクル事業の整備を支援します！

養父市サイクルツーリズム 促進事業補助金

サイクリスト受入に係る環境整備又はレンタサイクル事業の整備にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者

市内に施設、店舗、事務所、事業所等を有し、サイクリストの受入環境整備又はレンタサイクルの整備のため、補助対象事業を自らの費用負担で実施する事業者及び団体等

- 幅広い事業者等の取組を支援するため、業種や企業規模に制限はありません。
- 一般社団法人、NPO、任意団体等も対象となります。

補助対象事業

対象事業区分	対象事業
1 サイクリスト受入環境整備	サイクルラックの導入、メンテナンスキットの導入、メンテナンススペースの整備 等
2 レンタサイクル整備	借用と返却は同一自転車駐車場となるレンタサイクル用自転車の導入、レンタサイクル用自転車に付随する備品、レンタサイクル用自転車の設置スペースの整備等。ただし、導入する自転車の台数は5台以上とする。

補助対象経費

対象事業区分	対象事業
1 サイクリスト受入環境整備	工事費、備品購入費 等
2 レンタサイクル整備	工事費、備品購入費

補助金額

対象事業区分	対象事業
1 サイクリスト受入環境整備	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、他の補助事業の交付決定を受けている場合は、補助対象経費の合計額の4分の1以内。 上限20万円
2 レンタサイクル整備	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、他の補助事業の交付決定を受けている場合は、補助対象経費の合計額の4分の1以内。 上限50万円。ただし、導入する自転車の補助上限額は、1台あたり5万円とする。また、24時間レンタル可能の場合100万円、24時間レンタル不可の場合50万円。ただし、導入する自転車の補助上限額は1台当たり5万円とする。

- 同一の事業者が複数の補助対象事業を行う場合の上限は、全ての事業の対象経費を合算して120万円又は70万円とする。

補助対象期間

補助金交付決定後から令和6年2月28日(水)まで

- 補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。

その他

サイクルラックの設置場所やレンタサイクル等、サイクリストや観光客の方々に周知し、多くの方々に利用していただけるようにすることを考え、市のホームページ等に掲載させていただきます！

その他条件等がございますので、詳しくは下記QRコードから、養父市ホームページをご覧ください。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ

